

令和6年11月5日

萩野町にお住まいの方へ

敦賀市総務部総務課

### 町界町名地番整理に伴う地番変更（住所変更）について（萩野町）

平素は市の行政に御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、区からの要望を受けて進めてまいりました萩野町の町界町名地番整理については、令和6年11月5日（火）から実施いたしました。

つきましては、地番変更に伴い、住所が変更となる方に対して、変更内容を別紙のとおり通知いたします。また、この変更に伴い諸手続きに必要な住所の町名地番変更証明書を1人につき3枚同封いたします。（※町名地番変更証明書は全ての住所変更手続きに必要なものではありませんので、必要に応じて御利用ください。また不足する場合は、必要な枚数を市役所総務課にて無料で発行いたします。）

なお、実施後の住所、各種変更手続き等について次のとおり御案内いたしますので、御自身の該当する項目を御確認ください。

#### 1 実施後の住所について

実施日以後は新しい住所を使ってください。

表示方法（例）

	実施前の表示	実施後の表示
住所 (住民基本台帳)	敦賀市 <u>苜生野〇〇号</u> <u>〇〇番地の〇</u> (萩野町) 旧字名 旧地番	敦賀市 <u>萩野町</u> <u>△△△番地</u> 新町名 新地番
本籍 (戸籍簿)	敦賀市 苜生野〇〇号 〇番地〇	敦賀市 萩野町 △△△番地
不動産登記簿 土地・建物	敦賀市 苜生野〇〇号長房 〇番〇 敦賀市 苜生野〇〇号長房 〇番地〇	敦賀市 萩野町 △△△番 敦賀市 萩野町 △△△番地

#### 2 実施後の住所変更手続きについて

町界町名地番整理に伴う住所変更手続きは2種類あります。

○市役所・法務局が職権で変更させていただくもの

○皆さま御自身で住所変更の手続きをしていただくもの

それぞれ代表的なものについて、以下のページにて御案内いたしますので、御自身の該当する項目を御確認ください。

### ① 市役所が職権で住所変更するもの

- 住民票
- 戸籍簿
- 印鑑登録証明書
- 国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証
- 後期高齢者医療被保険者証
  - ※限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証  
(国民健康保険及び後期高齢者医療)
- 介護保険被保険者証
- 児童扶養手当証書
- 医療費受給資格者証 (子ども、ひとり親家庭等、重度障害者)
- 生活保護
- 避難行動要支援者登録台帳
- 障害福祉サービス・障害者地域生活支援サービス受給者証
- 自立支援医療受給者証 (更生医療、育成医療)
- 上下水道
- 犬の登録
- 幼稚園・保育園・認定こども園・放課後児童クラブ関係
- 市立小中学校在籍の児童生徒住所

### ② 法務局が職権で変更するもの

- 土地登記簿の表題部所在及び地番
- 建物登記簿の表題部所在及び家屋番号  
(町名地番が変更された場合、法務局で新町名、地番、家屋番号に書き換えます。)
- ※ただし、登記簿の権利部に記録されている所有者の住所などは所有者から申請があるまで変更されません。

### ③ 皆様御自身で住所変更手続きをしていただくもの

(こういうことは) 事 項	(ど こ へ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提出書類	代理申請(届出)の可 否と提出書類
土地建物等の不動産所有者の住所変更登記	福井地方法務局敦賀支局 〒914-0065 敦賀市松栄町 7-28 (敦賀地方合同庁舎) Tel 25-0174	期限はありませんが、売買、贈与、 抵当権設定等をするときは変更が必要となるため、早めの手続きをお願いします。 ※登記手続案内は予め電話での予約 (Tel.25-0174)が必要です。	(1) 登記申請書 (2) 町名地番変更証明書 (3) 印鑑	代理手続可  左記提出書類 (1)～(3)と委任状
会社など法人の本店、支店及び代表者の住所変更登記	福井地方法務局登記部 門商業法人係 〒910-8504 福井市春山 1 丁目 1-54 (福井春山合同庁舎) Tel 0776-22-4985	・本店及び主たる事務所 ・支店及び従たる事務所 2週間以内 ※登記手続案内は予め電話での予約 (Tel.0776-22-4988)が必要です。	(1) 登記申請書 (2) 町名地番変更証明書 (3) 届出印鑑	代理手続可  左記提出書類 (1)～(3)と委任状

※ 個人、法人の住所変更登記をする際、市役所総務課で発行する町名地番変更証明書を添付すれば、登録免許税は免除されます。

(こういうことは) 事 項	(ど こ へ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提 出 書 類	代理申請(届出)の可否と 提出書類
自動車運転免許証	敦賀警察署 敦賀市木崎 12-18-1 TEL 25-0110 嶺南運転者教育センター 三方上中郡若狭町倉見 1-51 TEL 45-2121	速やかに変更の届出をしてください。	(1) 運転免許証 (2) 町名地番変更証明書 (住所) (3) 町名地番変更証明書 (本籍) ※本籍の変更がある場合	代理手続可 ●同居人の場合 左記提出書類(1)～(3)と代理人の身分証明書 ●他人の場合 左記提出書類(1)～(3)と代理人の身分証明書と委任状
国民年金、厚生年金受給者の住所変更	日本年金機構 敦賀年金事務所 敦賀市東洋町 5-54 TEL 23-9905	原則手続き不要です。 住民基本台帳による住所更新停止の申し出をしている方は変更手続きが必要となります。 期限はありませんが、なるべく早めに変更手続きをしてください。	(1) 年金証書 (2) 身分証明書	代理手続可 左記提出書類(1)及び代理人(来所される方)の身分証明書と委任状
・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証(精神通院)	市役所地域福祉課 TEL 22-8176	期限はありますが、なるべく早めに変更の届出をしてください。	(1) 所定の変更届 (2) 各手帳、受給者証 (3) 町名地番変更証明書	代理手続可 左記提出書類(1)～(3)と代理人の身分証明書
・マイナンバーカード (電子証明書含む) ・住民基本台帳カード(顔写真付きのもの)	市役所市民課 TEL 22-8116	速やかに変更の届出をしてください。	(1) 各種カード ※カード交付時に設定した暗証番号が必要です。 ----- (2) 代理人の本人確認書類 A2点またはA1点+B1点 Aの例 運転免許証、パスポート、在留カード、障がい者手帳、マイナンバーカード Bの例 健康保険証、年金手帳、医療受給者証	代理手続可 ただし、照会書兼回答書(郵送)での手続きが必要なため、後日再度来庁いただく必要があります。 【1回目】 左記提出書類(1)、(2) 【2回目】 本人が記入した照会書兼回答書(1回目の手続き後に本人の住所宛に転送不要郵便で送付します)を封入、封筒を閉じ、閉じた箇所に押印したものを、及び左記提出書類(1)、(2)
在留カード	市役所市民課	速やかに変更の手続きをしてください。	在留カード	代理手続可 左記提出書類
特別永住者証明書(外国人登録証明書)	市役所市民課 TEL 22-8116	速やかに変更の手続きをしてください。	特別永住者証明書(外国人登録証明書)	代理手続可 左記提出書類

(こういうことは) 事 項	(ど こ へ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提 出 書 類	代理申請(届出)の可否と 提出書類
自動車検査証	福井運輸支局 福井市西谷1丁目 1402 Tel. 050-5540-2057	なるべく早めに変更の 手続きをしてくださ い。	(1)申請書(運輸支局) (2)自動車検査証 (3)町名地番変更証明書	代理手続可  左記提出書類(1)～(3)と自動 車検査証の使用者の委任状
軽自動車検査証	軽自動車検査協会 福井事務所 福井市浅水町138- 11-3 Tel. 050-3816-1774	期限はありませんが、 なるべく早めに変更の 手続きをしてくださ い。	(1)申請書(軽自動車検査 協会) (2)自動車検査証 (3)町名地番変更証明書	代理手続可
R C N契約住所変更	株式会社嶺南ケーブ ルネットワーク 敦賀市木崎40号8- 1 Tel. 0770-24-2211	速やかに変更の届出を してください。 ※変更がないことによりRCN からの通知物が届かずお客様 に不利益が生じた場合、RCNは 責任を負いかねます。	不要  0770-24-2211にお電話に てご連絡ください。  ※音声ガイダンスが流れましたら 電話機の「2」を押してください。	代理手続可  (同居のご家族のみ)
取引金融機関、生命 保険、各カード会社	それぞれの契約先にお問い合わせください。			
共済年金・企業年金 等受給者の住所変更	関係機関にお問い合わせください。			
電気、ガス、電話等	それぞれの契約先にお問い合わせください。			

※ここに掲げてあるものは主なものです。これら以外にも、勤務先や市立小中学校以外の学校への届出、各種許認可・  
免許等の手続きに住所の変更届出が必要となる場合がありますので、各機関に直接御確認ください。

## 町名地番変更証明書の発行について

御自身で住所変更手続きを行っていただく際に、町名地番変更により住所変更があつたことを証明するものです。**実施日(令和6年11月5日)以降に郵送にて送付いたします。**不足する場合は、原則本人の申請に基づき、必要な枚数を市役所総務課にて無料で発行いたします。

証明書(見本)	
氏名	敦賀 太郎
住所の表示	変更前 敦賀市 助生野〇〇号〇〇番地の〇(萩野町)
	変更後 敦賀市 萩野町△△△番地
変更実施日	令和6年11月5日
<small>地方自治法第260条第1項の規定により、萩野町の区域を設定したので、上記のとおり住所の表示に変更があったことを証明する。</small>	
令和6年〇月〇日	
敦賀市長 米 澤 光 治	

- ※申請の際は、申請者の本人確認書類(運転免許証等)が必要です。
- ※本人・同一世帯員以外の方が代理で申請する場合は委任状が必要です。
- ※市から送付する住所・本籍変更通知を申請時に御提示いただくと手続きを円滑に行うことができます。
- ※申請について詳しくは市ホームページを御覧ください。

【申請場所】敦賀市役所総務課(市庁舎2階) 平日 8:30~17:15 電話 22-8101